

令和8年度

小松市定住促進支援制度

<受付期間>

令和8年4月1日から
令和9年3月19日まで

「ようこそ小松」定住促進奨励金

3世代
併用ok

小松市外から小松市内に転入する方で、住宅を新築、増築または購入する場合

<対象住宅> 新築・増築・購入

<助成額>
【基本額】 **30万円**
【加算】若者世帯加算 **10万円**

<主な対象条件>

※新築・増築は認定申請時、購入は交付申請時

1. 市外に3年以上継続して居住している方、もしくは市外に3年以上継続して居住後、小松市内に転入して**2年未満**の方
2. 申請者または配偶者のみの転入も可
3. 若者世帯加算は45歳以下の世帯

【フラット35】連携制度（地域活性化）

3世代家族住宅建築奨励金

ようこそ
住まいる
併用ok

市内で住宅を新築、増築または購入し、3世代で同居または近居する場合

<対象住宅> 新築・増築・購入

<助成額>
①3世代同居の場合 **20万円**
②隣地、近居の場合 **10万円**

<主な対象条件>

1. 3世代同居のための住宅であること
2. 3世代が**150m以内**で近居する住宅であること



【フラット35】連携制度（子育て支援）

住まいる小松奨励金【購入者向け】

3世代
併用ok

対象の分譲宅地を購入して、住宅を新築する場合に、費用の一部を助成

<対象住宅> 新築

<助成額> **10万円**

<主な対象条件>

3区画以上で、H21.9.1以降に開発許可を受けた公共施設整備が伴う分譲宅地であること
※H26.4.1以降の土地区画整理事業も対象です



補助対象分譲地はHPをご確認ください

飛行場周辺地区居住環境整備助成金

※青字は令和8年度の変更です(遡って適用はできません)

航空機騒音区域で、騒音緩和を配慮した住宅を新築する場合

<対象住宅> 新築

<助成額>
【基本額】
①うるささ指数85W以上 **50万円**
(市外業者**35万円**)
②うるささ指数80W以上85W未満 **30万円**
(市外業者**20万円**)
③うるささ指数75W以上80W未満 **15万円**
(市外業者**10万円**)

【加算】 ※認定申請時
①市外居住加算 **30万円**
※対象条件は「ようこそ小松」と同様
②3世代加算 **同居20万円**
※対象条件は3世代家族住宅と同様 **近居10万円**
③45歳以下の若者世帯加算 **10万円**

<主な対象条件>

1. 遮音性能があるサッシを使用すること
・居室のみ
・遮音性能T-1<透過損失等級2>以上
2. 防衛省の住宅防音工事の助成を受けていないこと

【フラット35】連携制度 ※①又は②加算対象者のみ
(①: 地域活性化、②: 子育て支援)

※【フラット35】を利用する方へ

「連携制度」と記載のある制度を利用する場合、金利引き下げの対象となります。金融機関で事前にご相談ください。

<各制度 共通条件>

1. 自分が住む家であること
2. 住戸面積（増築は増築部分の住戸面積）が**50㎡以上**であること
3. 店舗併用住宅は、住戸専用面積が1/2以上かつ**50㎡以上**であること

<制度の併用について>

■ 定住促進支援制度内での併用

- ・「3世代家族住宅建築奨励金」は「『ようこそ小松』定住促進奨励金」と併用できます
- ・「住まいる小松奨励金【購入者向け】」は「3世代家族住宅建築奨励金」と併用できます ※「ようこそ小松」との併用特例は終了しました
- ・上記以外の併用はできません

■ 「小松地域産材利用促進奨励金」（別紙参照）との併用

- ・「空き家有効活用奨励金」を除く定住促進支援制度と併用できます

■ 国の補助金との併用

※詳細は別紙一覧表にてご確認ください

「飛行場周辺地区居住環境整備助成金」については、国費が充当されているため、他の国の補助金（例・みらいエコ住宅事業等）との併用はできません。

<注意事項>

■ 新築・増築の場合

- は認定申請と交付申請の2回の申請が必要です。
- ・認定申請書は**基礎工事の着工前**までに提出してください。
- ・交付申請書は最終金の支払い後**3ヶ月以内**に提出してください。

■ 住宅の購入の場合

- は交付申請のみとなります。
- ・交付申請書は所有権移転日から**3ヶ月以内**に提出してください。

期限を過ぎての受付はできませんので、お早めに申請をお願いします

空き家有効活用奨励金

空き家バンクに登録されている物件を購入して改修、または、さかさまバンクにて成約した物件を購入して改修する場合

<対象住宅> 購入して改修

<助成額>
【基本額】 **40万円**
【加算】 ①市外居住加算 **10万円**

<主な対象条件>

1. 空き家バンクに登録されている物件を自己の居住用として購入し改修する方
2. さかさまバンクにて成約した物件を購入して改修する方
3. 市外居住加算は「ようこそ小松」の条件に準ずる

【フラット35】連携制度（空き家対策）

※詳しくは小松市ホームページをご覧ください

小松市 定住促進支援制度 検索



<問い合わせ先>

小松市都市創造部 建築住宅課（定住担当）

〒923-8650 小松市小馬出町91番地

TEL : (0761)24-8104

メール : teiju@city.komatsu.lg.jp